

ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動に関する協定書

室蘭市(以下「甲」という。)、登別市(以下「乙」という。)及び札幌方面室蘭警察署(以下「丙」という。)は、安全で安心なまちづくりを推進するため、「ドライブレコーダー」を活用した見守り活動を行うための連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が所有する公用車並びに事業所等が所有する車両に搭載したドライブレコーダーを活用することにより、まちの見守り体制を充実及び強化をし、地域の安全の見守りにつなげるとともに、当該ドライブレコーダーの記録情報(以下「記録情報」という。)をもって丙の犯罪捜査に協力するために必要な事項を定め、甲及び乙の安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

(記録情報に係る提供の協力要請)

第2条 丙は、犯罪捜査のために必要があるときは、甲及び乙に対し、記録情報の提供の協力を要請することができる。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けた場合は、甲又は乙が行うドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動に協力する事業所等(以下「協力事業所等」という。)に対し、当該協力事業所等が保有する記録情報を丙に提供しよう協力を要請するものとする。

3 丙は、第1項の要請を行う場合は、原則、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づき、書面により照会を行うものとする。

(まちの見守り活動の実施に係る協力要請)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、それぞれの市内の協力事業所等に対し、当該協力事業所等が所有する車両に搭載したドライブレコーダーを活用することによるまちの見守り活動の実施に係る協力を要請する。

2 協力事業所等は、前条第2項の規定による要請を受けた場合は、丙に対し、記録情報その他当該要請に関する情報を提供しよう努めるものとする。

(まちの見守り活動の実施方法等)

第4条 甲及び乙は、まちの見守り活動の実施及び前条第1項による要請に係る実施、周知、要請方法その他必要な手続等をそれぞれ別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第5条 この協定の運用に関し、甲及び乙はそれぞれの市の個人情報の取扱いに関する事項を定めた条例その他の法令等を、協力事業所等は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令等を遵守するとともに、知り得た情報をみだりに外部に漏らすことのないよう、適正に対応するものとする。

2 丙は、甲及び乙並びに協力事業所等から提供を受けた記録情報を適正に管理し、第2条の要請に係る目的以外に使用しないものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の運用に当たり、甲、乙及び丙の連絡責任者は、次に掲げる担当課の長とする。

- (1) 甲 室蘭市 防犯行政担当課
- (2) 乙 登別市 防犯行政担当課
- (3) 丙 室蘭警察署 生活安全課

(実績報告)

第7条 丙は、第2条の規定に基づき記録情報の提供を受けた件数及び記録情報の提供により犯罪捜査の解決に結びついた件数について、実施年の1月1日から12月31日までの状況を翌年3月31日までに甲及び乙に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、この協定の締結の日からとし、甲、乙及び丙が協定の終了を通知しない限り、効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項並びに協定書の運用に必要な事項については、その都度甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和3年6月28日

甲 室蘭市

市長

青山



乙 登別市

市長

小笠原 春



丙 札幌方面室蘭警察署

署長

金平 智之

